

防災業務計画 新旧対照表 (改正部分抜粋)

改正後	現 行
<p>第2章 平常時における災害予防対策</p> <p>(防災訓練)</p> <p>第4条 本会は、関係行政機関及び各都道府県建設業協会と協力して、水防演習等への参加や情報伝達訓練等の防災訓練を定期的実施する。</p> <p><u>2 防災訓練の実施に当たっては、迅速かつ効果的な応急復旧作業の実現及び現場の安全性向上を図るため ICT 技術・ICT 機器を活用するとともに、各都道府県建設業協会における ICT 技術・ICT 機器の導入・活用を支援、協力する。</u></p> <p>附則 (施行日)</p> <p>第1条 本計画は、平成28年4月1日より施行する。</p> <p>(その他)</p> <p>第2条 本計画に定めがないことについては、別に定めることとする。</p> <p>附則 (施行日)</p> <p>第1条 本計画の改正は、令和4年4月1日より施行する。</p> <p>附則 (施行日)</p> <p>第1条 本計画の改正は、令和5年12月11日より施行する。</p> <p><u>附則 (施行日)</u></p> <p><u>本計画の改正は、令和7年1月20日より施行する。</u></p>	<p>第2章 平常時における災害予防対策</p> <p>(防災訓練)</p> <p>第4条 本会は、関係行政機関及び各都道府県建設業協会と協力して、水防演習等への参加や情報伝達訓練等の防災訓練を定期的実施する。</p> <p>附則 (施行日)</p> <p>第1条 本計画は、平成28年4月1日より施行する。</p> <p>(その他)</p> <p>第2条 本計画に定めがないことについては、別に定めることとする。</p> <p>附則 (施行日)</p> <p>第1条 本計画の改正は、令和4年4月1日より施行する。</p> <p>附則 (施行日)</p> <p>第1条 本計画の改正は、令和5年12月11日より施行する。</p>